

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【筑北村】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建設課	0263-66-2111	筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例に定められた、入居者資格を満たすこと
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み	○		教育委員会	0263-67-1161	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	総務課	0263-66-2111	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会	0263-67-1161	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	
要介護認定の代理申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	
生活保護制度の申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	同一の住居に居住し、生計を一とする者であること。
DV相談窓口の利用		○	住民福祉課	0263-66-2111	
職員の福利厚生等	○		総務課	0263-66-2111	職員対象